

みずほベトナムニュース Vol.10

(2008年12月)



(みずほコーポレート銀行ハanoi支店のスタッフ一同)

~~~~ 目次 ~~~~

1. 注目ニュース「日越 EPA 大筋合意」インタビュー……………P 2
2. ベトナム投資 Q&A ……………P 4
3. 人事・労務「ベトナム現地管理者の基本的スキル」……………P 5
4. ベトナム法務「インターネットサービスの管理・提供・利用に関する新しい Decree」……………P 7
5. 工業団地便り「ダイアン工業団地」……………P 8
6. ベトナムドン為替情報 ……………P10
7. 経済動向……………P11

編集・発行 みずほ銀行国際営業部

1. 「日越 EPA 大筋合意」インタビュー

東京財団研究員 関山健氏

執筆：みずほ銀行国際営業部

日越 EPA 交渉がこのほど大筋合意となり、発効が待たれておりますが、今回の日越 EPA 合意の意義はどこにあるのか、日本の企業にとってどのような影響があるのか今回は、外務省職員として EPA 交渉に携わった経験を持つ東京財団研究員の関山健氏におうかがいしました。

Q：発効までの見通しを教えてください。

A： 9月に大筋合意した日越 EPA、年内にはテキスト確定作業を終え、できるだけ早いタイミングで署名の見込みです。発効のタイミングは政治情勢次第ですが、次期通常国会に提出できれば、5～6月頃に国会承認を得て、8～10月頃には発効されると予想されます。

Q：今回の締結の意義はなんですか。

A： 大筋合意の内容では、関税面でのメリットが「大きい」とは言い難いです。特に取引ロットの大きくない中小企業にとっては、原産地規則証明書取得のための手間ひまや発行手数料（従来の EPA の例で言えば、2,000円/件+500円/品）も加味すれば、大筋合意された関税削減の内容では大きな効果は期待できず、過度な期待は持たないほうがいいかもしれません。

ただ、日本が EPA・FTA を締結していないものの、ベトナム（ASEAN）とは締結（見込み）している有望市場国（中国、韓国、インドなど）に対して、ベトナムは関税優遇のハブとしての位置付けが期待されます。ベトナムは、「第2の中国」として日系企業の新たな製造拠点として注目されているだけに、これまで日本が EPA を締結してきた ASEAN 諸国以上に、こうした関税優遇のハブとなることの期待が大きかったのです。

大筋合意の内容を見ると、主要鉱工業品については、日越 EPA によって関税が即時撤廃されるものがほとんどなく関税削減ペースが遅くなっています。残念ながら、すぐに日本企業の利用度が高い、と言えるだけの内容になっているとはまだ言い難いです。

Q：そうした背景のなかで具体的に日本の企業が利用できる部分はどこですか。

A： エビや熱帯果物など、ベトナム特産の一部の農林水産品が即時関税撤廃されることから、これら農林水産品の輸入業者や消費者にとっては多少のメリットがあるでしょう。また、知的財産保護について、日越当局間で協議メカニズムが構築され、またベトナム当局による取り締まりのエンフォースメント強化に日本が協力を約束したことも進歩といえます。さらに「ビジネス駆け込み寺」として、ベトナム進出日系企業からの問い合わせを一元的に受け付ける連絡窓口がベトナム政府内で指定されるとともに、その連絡窓口と進出日系企業との間のコミュニケーションを大使館や指定機関（JETRO 現地事務所と予想される）が取り次いでくれるようになります。ベトナムでの（電気電子や自動車関連の）部品・中間財の調達に貢献する現地裾野産業の育成に日本が協力を約束した点も評価されます。

ベトナムからエビ・イカなどの食品を輸入する日本にとって、その安全と密接な関係

